



第 1 章



計画の策定にあたって

- 1 計画策定の背景と目的
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の策定体制
- 5 計画の推進体制

1 計画策定の背景と目的

(1) 計画策定の背景

我が国の急速な少子・高齢化の進展は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、子育て世帯の核家族化、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。加えて、IoT、AI、ビッグデータといった新たな技術の進展が、学校や学びのあり方などに新たな局面を生み出しています。

こうしたことから、子どもを生み、育てる喜びが実感できる社会の実現、次世代の子どもたちが未来を生き抜く力を身に付けることができる社会の構築など、子育て・子育てを社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっています。

このような社会情勢の変化の中、平成 24 年 8 月に子ども・子育て支援法をはじめとする子ども・子育て関連 3 法が成立し、平成 27 年 4 月から幼児期の教育や保育、地域の子育て支援施策の量の拡充や質の向上を図るため『子ども・子育て支援新制度』が開始されました。

しかしながら、25 歳から 44 歳の女性就業率の上昇や、それに伴う保育の申込者数の増加などにより、全国の待機児童数は減少傾向で推移しているものの、平成 31 年 4 月時点で 1 万 6,772 人にのぼり、保育を必要とするすべての子どもが入所できていない状況です。

待機児童の解消は喫緊の課題であり、国では平成 29 年 6 月に「子育て安心プラン」を公表し、国は令和 2 年度末までに女性の就業率 80%にも対応できる約 32 万人分の保育の受け皿を整備することとしています。

また、就学児童においても、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、平成 30 年 9 月に国は、「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後等にすべての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業の計画的な整備等を進めていくこととされました。

更に、これまで段階的に進められてきた幼児教育の段階的無償化の取組を加速化するものとして、令和元年 10 月からは、幼稚園・保育所・認定こども園等を中心に利用料を無償化する幼児教育・保育無償化が開始されるなど、幼児期の教育・保育に関する各種取組が進められています。

(2) 本計画の目的

これまで、本市では、平成 15 年 7 月に制定された次世代育成支援対策推進法に基づく「川越市次世代育成支援対策行動計画（かわごえ子育てプラン）」や、子ども・子育て新制度の実施にあたり、「川越市子ども・子育て支援事業計画（平成 27 年度～令和元年度）」（以下、「第 1 期計画」といいます。）を策定して子ども・子育て支援施策の充実に取り組んできました。

本計画は、第 1 期計画策定以降の国・県等の動向や子ども・子育て環境を取り巻く社会状況の変化等に対応するとともに、本市の実情を踏まえながら、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用見込みに対する提供体制の確保方策等を定め、本市の子ども・子育て支援施策の総合的かつ計画的な実施を目的として策定するものです。

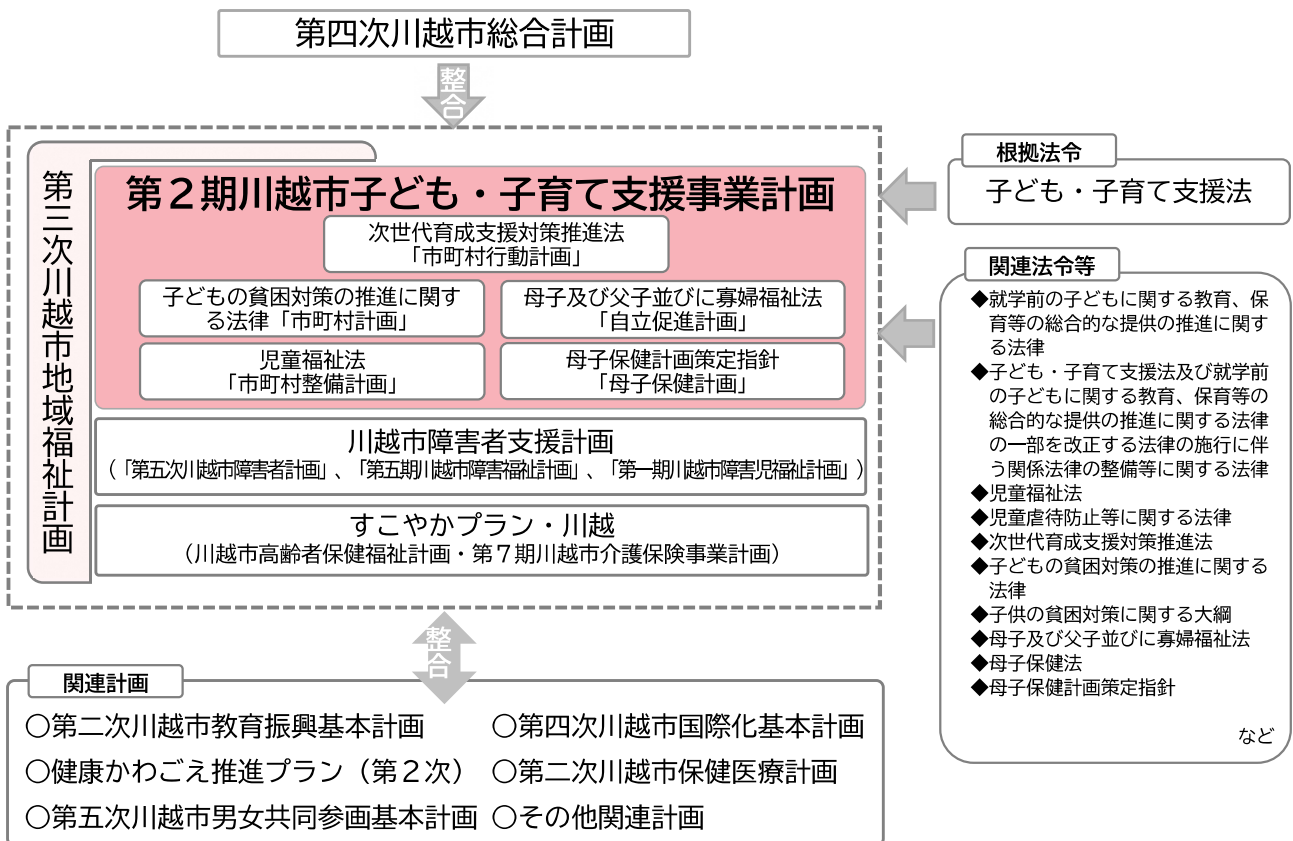
2 計画の位置づけ

(1) 本計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「市町村計画」、児童福祉法に基づく「市町村整備計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」、母子保健計画策定指針に基づく「母子保健計画」を包含した計画として策定しました。

また、第四次川越市総合計画を上位計画とし、川越市地域福祉計画のもと、保健・福祉・教育分野等の関連する計画との整合を図っています。

【第 2 期川越市子ども・子育て支援事業計画の位置づけ】



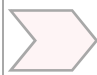
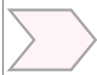
(2) 計画の対象

本計画は、妊娠期を含め、0 歳から概ね 18 歳未満の子どもとその家庭を対象としています。

3 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

また、計画期間中に制度変更や社会状況の変化等が生じた場合には、必要に応じて中間年を目安に見直しを行うこととします。

平成 27年度 2015	平成 28年度 2016	平成 29年度 2017	平成 30年度 2018	令和 元年度 2019	令和 2年度 2020	令和 3年度 2021	令和 4年度 2022	令和 5年度 2023	令和 6年度 2024	令和 7年度 2025
第四次川越市総合計画										
第三次川越市地域福祉計画						第四次川越市地域福祉計画				
川越市子ども・子育て支援事業計画					第2期川越市子ども・子育て支援事業計画					
 中間年見直し				 中間年見直し						

4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会の開催、二一ズ調査の実施などにより、市民や関係機関等の意見を聴きながら策定を行いました。

(1) 川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（川越市子ども・子育て会議）

学識経験者、教育・保育関係者、子育て当事者等から構成される川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（川越市子ども・子育て会議）において、計画内容の審議を行いました。

(2) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査

教育・保育施設、放課後児童クラブなどの地域子ども・子育て支援事業等について、利用状況や利用希望を把握することを目的として、平成30年度に「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

○調査の種類・対象者

種類	対象者	対象者数
1 就学前児童保護者用アンケート	就学前児童がいる家庭の保護者	2,300 世帯
2 放課後児童クラブ（学童保育）保護者用アンケート	学童保育を利用している児童の保護者	2,247 世帯
3 幼稚園保護者・認定こども園1号認定保護者用アンケート	幼稚園・認定こども園を利用している幼児の保護者	5,613 世帯
4 商工会議所会員事業所用アンケート	市内の事業所の事業主	599 事業所
5 休日就労保護者用アンケート	4の事業所で休日就労している就学前児童の保護者	176 世帯

○回収結果

種類	調査票配布数	有効回収数	有効回収率
1 就学前児童保護者用アンケート	2,300	1,295	56.3%
2 放課後児童クラブ（学童保育）保護者用アンケート	2,247	1,618	72.0%
3 幼稚園保護者・認定こども園1号認定保護者用アンケート	5,613	5,034	89.7%
4 商工会議所会員事業所用アンケート	599	141	23.5%
5 休日就労保護者用アンケート	176	55	31.3%

(3) 子どもの生活に関する実態調査

すべての子どもが生まれ育った環境に左右されず夢と希望を持って成長していけるよう、日常生活や社会生活の自立と安定を目指した支援施策の充実や改善につなげることを目的として、平成30年度に「子どもの生活に関する実態調査」を実施しました。

○調査の種類・対象者

	種類	対象者	対象者数
1	小学5年生の家庭用アンケート	公立小学校に通う小学5年生とその保護者	2,221世帯
2	中学2年生の家庭用アンケート	公立中学校に通う中学2年生とその保護者	2,066世帯
3	16-17歳の家庭用アンケート	16~17歳（高校2年生及び高校に在籍していない同年齢の子どもを含む）とその保護者	1,999世帯

○回収結果

	種類	調査票配布数	有効回収数	有効回収率
1	小学5年生子ども用アンケート	2,221	2,010	90.5%
2	小学5年生保護者用アンケート	2,221	2,015	90.7%
3	中学2年生子ども用アンケート	2,066	1,914	92.6%
4	中学2年生保護者用アンケート	2,066	1,919	92.9%
5	16-17歳子ども用アンケート	1,999	675	33.8%
6	16-17歳保護者用アンケート	1,999	687	34.4%

(4) 意見公募（パブリックコメント）

計画の策定にあたり、計画原案を公表し、広く市民意見の聴取を行いました。

5 計画の推進体制

(1) 推進体制

本計画の推進にあたっては、関係機関と連携して横断的に施策に取り組むとともに、市民・事業者・民間団体等との協働や、教育・保育関係者等の子ども・子育て支援事業者をはじめとする多様な主体の連携・協力による施策の推進に努めます。

また、社会状況の変化や新たな課題等に対応するため、川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会等で意見を伺い適切に事業に反映させていきます。

(2) PDCAサイクル

本計画に位置づけた取組を効果的に推進するため、PDCAサイクルに基づき事業の進捗状況を把握します。

また、進捗状況については、「川越市子ども・子育て会議」において、毎年度点検・評価を行います。

